

令和7年（2025年）4月1日

熊 本 県

九州旅客鉄道株式会社

ＪＲ肥薩線（八代～人吉間）の鉄道での復旧に関する最終合意書の
取り交わしについて

令和7年（2025年）3月31日に開催しました「第11回ＪＲ肥薩線検討
会議」において、ＪＲ肥薩線（八代～人吉間）の鉄道での復旧について合意しま
した。

これに基づき、下記のとおり熊本県とＪＲ九州との間で最終合意書を取り交
わしましたのでお知らせいたします。

記

1 取り交わした文書

「ＪＲ肥薩線（八代～人吉間）の鉄道での復旧に関する最終合意書」

2 実施日

令和7年（2025年）4月1日

3 出席者

熊本県知事 木村 敬

九州旅客鉄道株式会社 代表取締役社長執行役員 古宮 洋二

4 内容

ＪＲ肥薩線（八代～人吉間）の鉄道での復旧について、令和6年（2024
年）4月4日付で締結した「ＪＲ肥薩線（八代～人吉間）の鉄道での復旧に関
する基本合意書」に基づき、熊本県とＪＲ九州で合意した内容を記載（※別添
「ＪＲ肥薩線（八代～人吉間）の鉄道での復旧に関する最終合意書」のとおり）

以上

ＪＲ肥薩線（八代～人吉間）の鉄道での復旧に関する最終合意書

熊本県（以下「甲」という。）と九州旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、令和２年７月豪雨により被災し運休中のＪＲ肥薩線（八代～人吉間）（以下「復旧区間」という。）について、令和６年（２０２４年）４月４日付で締結した「ＪＲ肥薩線（八代～人吉間）の鉄道での復旧に関する基本合意書」に基づき、下記について合意する。

記

（鉄道による復旧）

- 1 乙は、復旧区間を鉄道で復旧することとし、令和７年度（２０２５年度）から復旧に着手する。

（鉄道施設の復旧工事）

- 2 復旧区間における鉄道事業の用に供する鉄道施設の復旧工事は、乙が実施する。
- 3 鉄道施設の復旧工事は、国の事業間連携により施工される部分を除き、鉄道軌道整備法に基づく激甚災害等に係る災害復旧事業に係る補助制度（事業構造変更による嵩上げ）を最大限活用する。
- 4 復旧区間の駅については、被災前の利用状況や将来の利用見込等を踏まえ、次の通りとする。なお、駅の形状等については、今後協議を行い決定する。
運営再開する駅：段、坂本、葉木、鎌瀬、吉尾、白石、球泉洞、一勝地、
渡、西人吉、人吉

（用地及び鉄道施設の譲渡）

- 5 乙は、復旧区間の鉄道事業の用に供する乙所有の用地及び鉄道施設（以下、「鉄道施設等」という。）を復旧したのち、営業運転再開までに甲が指定する第三種鉄道事業者等（以下、「甲等」という。）に無償で譲渡する。

（財産の帰属）

- 6 甲等は、復旧区間の鉄道施設等を保有し、乙は、別途協議するものを除き復旧区間の運行に供する車両を保有する。

（復旧区間の運営）

- 7 営業運転再開までに甲等が鉄道事業法に定める「第三種鉄道事業者」の許可、乙が「第二種鉄道事業者」の許可をそれぞれ国土交通大臣より取得する。

8 乙は、甲等が保有する鉄道施設等は無償で借受け、復旧区間の鉄道運行を行う。

9 甲等及び乙は、第6項の財産の帰属に従い、別途協議するものを除き、各々が所有する財産に係る費用を負担する。

10 甲及び乙は双方協議の上、営業運転再開までに営業運転再開後10年間に
おける各年度の復旧区間の収支目標を設定する。

11 甲及び乙は、営業運転再開後は毎年度前項で設定した収支目標に対する実績の評価・検証を行う。

(利用促進)

12 甲等及び乙は、双方連携・協力し、「JR肥薩線復興アクションプラン」を推進する。

以上を確認したことを証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和7年(2025年)4月1日

熊本県

代表 熊本県知事

木村 敬



九州旅客鉄道株式会社

代表取締役社長執行役員

古宮 洋二

